

令和6年度第1回広島市景観審議会 会議要旨

- 1 会議日時 令和6年（2024年）9月9日（月）10時00分～12時02分
- 2 開催場所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室
- 3 出席委員（13名）
真木 利江、角倉 英明、金田一 清香、吉田 幸弘、渡邊 一成、正本 大、宮川 博恵、
折橋 洋介、高田 由美、内田 賢司、濱田 行雄、重藤 吉久、井原 美恵子
- 4 議事
本通3丁目地区市街地再開発事業について
本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の
観点から求めること（答申（案））
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 7名
報道関係傍聴者 2社
- 7 会議資料
広島市景観審議会委員名簿
広島市景観審議会眺望景観検討部会委員名簿
広島市景観審議会規則
広島市景観審議会眺望景観検討部会運営要領
諮問書（本通3丁目地区市街地再開発事業について）
議事資料
資料1 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して
景観形成の観点から求めることの調査・検討結果
資料2 事業者の対応方針
資料3 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して
景観形成の観点から求めること（答申（案））
- 8 発言の要旨
【審議会成立の報告】
【局長挨拶】
【議事の説明】
【議事 環境影響評価準備書（案）の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めた内容の
確認】

○真木会長

それでは早速、議事に移りたいと思う。

議事の「本通3丁目地区市街地再開発事業について」である。

こちらについては、昨年12月に広島市長から諮問を受け、本審議会に「眺望景観検討部会」を設置し、同部会においてこれまで調査・検討を行ってきたところである。

この度、眺望景観検討部会における検討結果を、「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備

備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めることの調査・検討結果」として取りまとめたことから、その内容について、同部会の部会長でもある角倉副会長に報告をお願いしたい。

○角倉副会長

（「資料１ 本通３丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めることの調査・検討結果」のうち「はじめに」の部分について、読上げ）

なお、資料１の説明について、検討過程である「１ 検討趣旨」及び「２ 調査・検討内容」については、事務局から説明してもらい、今回の調査・検討結果をまとめたものである「３ 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）」を私から説明させていただく。

○地井都市デザイン担当課長

それでは、資料１の「１ 検討趣旨」及び「２ 調査・検討内容」について説明させていただく。

（資料１の「１ 検討趣旨」及び「２ 調査・検討内容」について、読上げ）

○角倉副会長

「３ 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）」についての説明の前に、この取りまとめを導くための考察の部分、特に、先ほど事務局から説明のあった、２－３７ページの「ウ 立地や高さについて」の部分について説明をさせていただきたい。

まず、部会として調査検討を行った結果、本計画は、景観計画に準じてハードを整備し、ソフト面も含めた配慮がなされるのであれば、復興の景観づくりに十分資するだろうと考えている。

また、当該計画地は、先ほど事務局から説明があったように、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（Ｅ地区）、鯉城通りの東側も含んでおり、今回の議論での整理が今後、広島市が市民や関係者との共通認識を十分に醸成した上で検討することとしている、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の南北軸線以上のその他の眺望景観の景観誘導のあり方を検討する際に重要な意見が出てきており、ある程度の方角性が示せたのではないかと考えている。

今回は、こういったことを景観審議会及び部会での共通認識としたいと思っていることから、改めて、私からもその点について意見を付させていただき、委員の皆様においてもそのようによろしくお願いしたい。

それでは、資料１「３ 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）」について説明させていただく。

（資料１「３ 景観形成の観点から求めることについて（まとめ）」について説明）

○真木委員

説明のあったとおり、「本通３丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めることの調査・検討結果」について、部会での検討結果を報告いただいた。

ただいまの内容について、意見はあるか。

○渡邊委員

非常に丁寧な議論だったと思う。基本的には問題ないと思っているが、気になるところがいくつかある。

資料のｐ２－７に景観計画が記載しており、その中で特にＥ地区の地点が低層棟と高層棟の二つ視点から書かれているが、今回は主に高層棟の話が中心かと思っていたため、低層棟がどうなっているか

気になっていた。特に、本通の上に7.5m以上の蓋がかかるかわからないが、p 2－36の「t：本通内部」がどういう空間になるのか。この先の議論になると思うが、それに対する配慮も最終的な取りまとめ（案）p 3－1の(3)アに記載はあると思われるので、そういう意味では、今回の検討は非常に丁寧にされたと思う。

また、一点だけ修正いただきたい点がある。小さなことかもしれないが、資料p 2－28「原爆ドームの背後に計画建物を望む眺望点（視点場）」の6行目にある「廃墟のまま保存され」という表現について、「当時の姿を残したまま保存され」という表現にした方がいいと思う。

○真木会長

今のご指摘は、低層棟の部分については部会での検討によって反映されているという話、二点目が文言修正として、「廃墟のまま」という箇所の修正だったかと思う。

ほかいかがか。

○井原委員

ランドマークになる可能性があるということだったが、平和記念公園を訪れた方から見てといった意味合いも含め、このツインタワーは集客力が見込まれるのか。要するに、平和記念公園を訪れた人がそこにも行ってみようとか、ランドマークだから本通の地理的な目印だと思うが、本通にも行ってみようとか関連性のあるものなのか。

また、先ほど夜間の照明について言及があったが、夜間の照明にはツインタワーから見る照明とツインタワー自体の照明と二つのタイプがあって、このツインタワーがおりづるタワーのように一般客も高層部まで上がれて夜景が見えるタワーになるのかで全く違う。

そのあたりを補足していただきたい。

○角倉副会長

集客力のあるランドマークについてだが、事業計画を見る限りでは、本通にあるということも含めて、事業者は恐らくそういったことを狙っていると思われる。

また、二点目のまさに二つの視点があるということで、部会の中でも出た意見の中で、高層棟から見た景色はこれまで市民が日常的に見てきた景観とは全く違うものが見える可能性が十分にある。一方で、高層棟が放つ光がどのような光害を及ぼすのか、夜間又は夕景などの反射光がどのような影響を与えるのかということについて、幅広く景観について議論を行ってきたと考えている。

○井原委員

承知した。少し違った質問をさせていただきたい。

原爆ドームの北側にある商工会議所ビルが無くなる予定だが、その後ろにはPL教団のビルがある。市民感覚的にはそれが気になっており、本当に植栽で見えなくなる高さなのか。

○地井都市デザイン担当課長

この件については、当時審議会でも意見として出た。上手く植栽が育てば視点場からは見えてこないと思うが、多少ずれた位置からであれば見えてくる位置が出てくるだろう。その場合、広告物の緑色の部分が目立つだろうから、景観部門として今後話をさせていただきたいと考えている。また、高さ制限を行う際にもPL教団に対して、経緯等も含め、すでに話はさせていただいている。

○正本委員

一点よろしいか。今の植栽で隠すということだが、相当な高さにならないと隠せない。現況の写真の

うち、ドームの左手に一本出ているところがあるかと思うが、あのイチョウは14mである。今ではそのイチョウは切られてしまっているものの、PL教団のビルの高さがこのイチョウの高さよりも多少上にあるので、相当な高さに樹木が成長しないと隠すことが難しいことが分かる。また、平和記念公園は文化財指定がされており、土壌改良も困難である。

そういった経緯も踏まえ、背景をどのように隠していくかは、今後の平和記念公園内の植栽管理の課題だろう。

○真木会長

ほかいかがか。

○委員

(意見なし)

○真木会長

それでは、私からもよろしいか。

今後の慰霊と復興の眺めということについては、継続して景観審議会でも議論していきたいと個人的に考えている。

資料では、復興と賑わいを象徴するといった書き方がされている。これは私がイメージしていることだが、まず南北軸上としては、広島県の慰霊と追悼でいいのではないかと考えている。そして、東側で特に広島らしい眺めというのが、視点場eの原爆ドーム正面やf-1、そして、f-2のように原爆ドームの後ろに街並みが見えるという眺めが、広島にとって特徴的な眺めになり得ると考えている。ただの復興と賑わいの景観であればどの町にでもあるかと思うが、手前の川と、原爆ドームという広島を象徴するメインの視対象である主景、そして、その後ろに復興の象徴である高層ビルを含む副景がパノラミックに見える。それらが、レイヤー状に手前から後ろに重なって見え、その中に原爆ドームがあるというのが、復興と平和祈念が重なっている眺めということで、広島にしかない眺めになるのではないかと考えている。

また、名前も重要だと思う。景観の場合は市民の間で広く共有できることが非常に重要なので、「型」と呼ぶのが適切だろうか。南北軸上の眺めは、真ん中に集約していく非常に一焦点図法的な眺めであるのに対して、東側は、川があり、その奥にレイヤーが広がっているように、横に大きな広がりがあり、かつ広がりながらも奥行きがあるような、そういう景観の「型」を持った広島の眺めになっていく可能性があるのではないかと考え、この点は審議会において今後議論していきたいと思う。

ほかいかがか。

○正本委員

部会で検討された事項については特に意見はないが、資料の中で現時点では整合しない箇所がある。

まず、資料p2-12の右側のBの観音マリーナ地区では、今後新たな施設が整備されていくことから新たなあり方の検討をする必要がある。

次に、Aの比治山公園地区、2行目の「比治山からは市街地が広く眺望できることから」とあるが、p2-32で確認すると、平和の丘構想の中で一帯の整備を現在に至るまで行っていないものの、フォトモンタージュのように市街地が眺望できなくなっている。全国でもほとんど同じような状況になっているが、視点場というのは、意図的に作る場所と、自発的に人が写真を撮りたいと思うような瞬間がある場所の二つのパターンがあり、この場所は意図的に作らないとできない場所である。市の政策とし

て、他の部局と考えをマッチングできるように評価のポイントとしてやっていただきたいと思っている。

最後に、p 2－3 4 の縮景園。名勝指定された庭園で視点場というものはなく、庭園内のどこから見る景色も重要である。これも全国的な問題ではあるが、庭園の中から高層ビルが見えている。そのため、庭園の中にいるという非日常性はなく今更どうしようもないかもしれないが、今後は県も含めた自治体を超えて連携を密にし、広島のコアとなる視点場と建築物との関係性を大事にしてもらいたい。

この資料の中での話ではないが、以上である。

○真木会長

縮景園の前に指摘された箇所はどこだったか。

○正本委員

比治山である。p 2－3 2 のフォトモンタージュと p 2－1 2 の右側の言葉とのマッチングについて指摘した。見てわかるように、市街地がもう見えなくなってしまうている。市民ボランティアの一員として我々も手入れに参加しているが、今では市街地の眺望がもう難しい状況になっている。

○真木会長

承知した。

今回の景観形成の観点から求めることに直接ではないが、この広島市の景観計画の方を更新する必要があるということと、その中で比治山のことで、縮景園のことは議論すべき話題であるという指摘だったかと思う。

ほかいかがか。

○委員

(意見なし)

○真木会長

意見もないとのことなので、先ほど指摘があった p 2－3 7 の「ウ 立地や高さ」の部分で示された今後の方向性について、当審議会の共通認識ということによろしいか。

○委員

(意見なし)

○真木会長

それでは続いて、資料 2 「事業者の対応方針」について事務局から説明をお願いしたい。

○地井都市デザイン担当課長

それでは、資料 2 「事業者の対応方針」について説明させていただく。

これは、令和 6 年 3 月 1 4 日において、眺望景観検討部会が「本通 3 丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）（令和 6 年 2 月時点）の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること」にて中間的に取りまとめたものを、市から事業者へ通知したところ、事業者側でも整理を行い、現時点における事業者としての今後の対応方針をまとめていただいたものである。

(資料 2 の読上げ)

なお、本件は、景観計画に基づく届出及び要綱に基づく事前協議並びに都市デザインアドバイザー会議の対象案件になっており、これらの制度において事業者と協議する際には、この対応方針をベースとして協議を行うこととなる。資料 2 の説明は以上である。

○真木会長

ただいま説明のあった資料2について、意見や質問等はあるか。

○委員

(意見なし)

○真木会長

それでは続いて、資料1として角倉副会長から報告のあった部会の調査・検討結果を踏まえ、資料3の「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること(答申(案))」について、事務局から説明をお願いしたい。

○地井都市デザイン担当課長

それでは、資料3「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること(答申(案))」について説明させていただく。

これは、この度の諮問に対する答申の案である。先ほど角倉副会長から説明のあった資料1の「3景観形成の観点から求めることについて(まとめ)」のページを抜粋したものになる。

重複するが、改めて説明させていただく。

(資料3の説明)

○真木会長

ただいま説明のあった資料3について、意見や質問等はあるか。

○委員

(意見なし)

○真木会長

それでは、意見も出尽くしたように思うので、この度の諮問に対する「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること(答申(案))」は、事務局から説明のあった資料3の内容を当審議会の答申としたい。

また、本日の資料の修正としては、「廃墟」の部分を修正するというのが一点。

そして、今後の宿題として、比較的大きなものが三点。一点目が中心軸上の眺めの今後のあり方について検討の必要があるのではないかとという点。二点目が、今回の部会の方で話題として出していただいた平和祈念と復興の景観についての議論という点。三点目が、広島市景観計画の見直しが必要な点についての指摘。特に比治山、マリーナホップ、縮景園等の記載方法については、今後議論が必要ではないかという点の主に三点の指摘があったと思う。

先ほどの「廃墟」の表現については、修正は会長一任とさせていただきたいが、よろしいか。

○委員

(異議なし。)

○真木会長

それでは、本日の審議により答申内容が確定したが、今後の流れについて、事務局から説明をお願いする。

○地井都市デザイン担当課長

今後は、今回いただく答申の内容を環境影響評価準備書に対する市長意見とともに、事業者へ通知したいと考えている。

なお、繰り返しになるが、本件は、景観計画に基づく届出及び要綱に基づく事前協議並びに都市デザインアドバイザー会議の対象案件になるため、景観形成に関する課題については、計画の進捗に応じて、これらの制度により適切に景観誘導を行う予定としている。また仮に、本日の資料2にて示されている事業者の対応方針と乖離した事業計画が提出された場合には、改めて景観審議会で審議をお願いすることも検討したいと考えている。

○横山都市計画担当部長

諮問に対する答申に加え、その検討過程で行った、立地や高さについての考察に関しましては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の南北軸線上以外のその他の眺望景観の景観誘導のあり方を検討する際の重要な方向性を示していただいたと考えている。

今後は、この考えをベースに、引き続き、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の望ましい景観形成について、市民や関係者などとの共通認識を醸成しながら検討を進めてまいりたい。

○真木会長

それでは、これで本日の審議を終了とする。

【閉会】